

第3講 1979年1月24日の講義 (pp. 63-90)

M・フーコー『生政治の誕生』

K原

<前回の講義と今回の講義について>

自由主義的統治術の根本的特徴：

1. (前回)「経済的真理の問題、市場の真理陳述の問題」…たとえば王様や神(=法)などによって市場で売買される物・サービスの価格が決まる法陳述(=介入による、自然ではない決定)から、18世紀にはそうではなく、「自然に」売り手と買い手の間で価格が決まり、トレードが行われる真理陳述へと変わっていき、それが経済的真理になったという側面
2. (前回)「有用性の計算による統治性の制限の問題」…国家の内部においては無制限の目標が定められるが、それが有用性の計算によるという側面 統治の有用性を計算することによる制限
3. (今回)「国際的均衡にかかわる側面」…自由主義におけるヨーロッパと国際的空間にかかわる側面(詳細は後述)

自由主義的統治術の第三の側面：(3)ヨーロッパの均衡と国際関係はつながっている (pp.63-5)

- 同時期(18世紀)に内政国家のメカニズムとヨーロッパのバランスのメカニズムが見出される。

国の内部：無制限の目標(最小国家理性による内政国家)

📌 明確につながっている！

国の外部：制限された目標(国際関係、ここではヨーロッパのこと)

もしも…

内政国家が存在理由を国家そのものの強化、支配力の増大に見出した場合…各々の国家は、他国に対する支配力の無制限の増大をめざすことになる。そうすると…また帝國的状況になってしまう(1814-5年のウィーン条約によって帝國的状況を終わらせていたはずなのに)

これは避けたい…そうすると、ヨーロッパが均衡状態である必要がある！

重商主義における経済的かつ政治的な計算 (pp.66-7)

- 重商主義のマネタリズム的考え方では、↑のような状況になってしまう。世界に存在する金は限られているので、ゼロサムゲームの考え方の場合、1つの国家のみが勝者に

重農主義者とアダム・スミスによる市場の自由の原理 (pp.67-8)

- これ↑ではマズイ…それではこのゲームを中断して、儲けを相手と分配したらどうなるか？

→18世紀半ばにこのゼロサムゲームを抜け出し、以前とは異なる市場の自由が生まれ「自然価格」「良価」が打ち立てられる

→売手と買手の二重の利益に！お互いの富裕化しか帝國的状況は避けられない！

→帝國的状況を避け、集団的富裕化をめざすため、市場のグローバル化がめざされるように

- ヨーロッパ全体が富裕化して安定するために、全世界が招き寄せられる
- ヨーロッパが世界を無制限の市場として持たないといけないものになるのはこれが初めてのこと
- ただし、それはヨーロッパとそれ以外の世界との地位の差があつてのこと

(→この意味でのグローバル化によってヨーロッパは均衡状態が維持されるだろうけれど、他の国や地域にと

って全然そうではないということ)

世界的規模に拡張された統治の合理性の出現 - 例として、海洋法の問題、十八世紀における永遠平和の企図 (pp.68-70)

- 市場のグローバル化の徴：海洋法の歴史と平和への企図、国際的組織化の企図
→ヨーロッパ以外の世界を犠牲にして、ヨーロッパの平和＝均衡状態が保たれていた
- 国外市場の制限の撤廃により、永遠平和は保証されていた
- カント「永遠平和の保証について」：それを保証するのは自然なのだ

新たな自由主義的統治術の原理 (pp.71)

- 自然は全世界、世界の全表面が生産と交換の活動としての経済活動に委ねられることを望んだ
 - 自然を人間に対していくつかの義務を命じることになった(?)
- 1) 人間は個別に所有物などにもとづいた交換関係を互いに持つことができるということ、そのような自然の定め、そうした自然の掟を人間は法的義務として取り上げ直すこと(それが国法となる)
 - 2) 自然は、人間が世界において互いに異なる地域に分かれ、他の地域の住民たちとは結ばれることのないような特権的諸関係がそれぞれの地域の住民たちのあいだで結ばれることを望んだということ。この自然の掟を人間は法権利の観点から取り上げ直し、諸々の国家を、互いに他から分離され互いにいくつかの法的関係を維持するようなものとして構成したのだということ。(それが国際法となる)
 - 3) 諸国家のあいだに、独立を保証する法的諸関係だけではなく、商業的關係が同様に存在すること、そしてその商業的關係が諸国家の境界を貫いて、その結果、各々の国家の法的独立がいわばいくつもの交流地点を持つものとなること(世界市民法もしくは商法を構成することになる)

「統治の自然主義」(pp.71-8)

- 国法、国際法、世界市民法からなる総体は、自然の掟を人間が義務というかたちで取り上げ直したものに他ならない。(ということは、これらの法律はすべて「自然」だということになる。だからこれらを守るということが自然で、それがつまり永遠平和だということになるのかな?)

→永遠平和の保証とは商業の地球規模の拡大ということになる

- ウィーン条約によって帝國的無制限(ナポレオン)を締め出した時、2つの合理性が目指された
- 1) オーストリアの目標：均衡！どの国も他の国の優位にならないようにする！帝國的状況回避！
 - 2) イギリスの目標：ヨーロッパを地方分権化してイギリスが世界市場との仲介者になる！
- 一緒に帝國的無制限を締め出したけど全然違う合理性と政治的計算が見出される

= = ここまで自由主義的統治術の3つの特徴を示してきたが… = =

- 自由主義的統治術とは言うけど、自由主義というよりはるかに自然主義なのでは？
→それでも「自由主義的」である。なぜなら「この遠打ち術の根底にあると思われる自然主義、根源的な自然主義は、啓蒙専制主義をめぐる重農主義的な考えのなかに非常にはっきりと現れ」ているから

自由の生産——自由の仲裁の問題。その道具 (pp.78-81)

- この統治実践が機能するのは、実際にいくつか↓の自由があるその限りにおいてのみである

市場の自由、売手と買手の自由、所有権の自由な行使、議論の自由、(場合によっては)表現の自由

→新たな統治理性は自由を必要とし、新たな統治術は自由を消費するので、自由は生産されなければならない、自由は組織化されなければならない

「自由主義が定式化するのには単に、私はあなたが自由であるために必要なものを生産しよう、私は自由に振舞う自由をあなたに与えよう、ということ」(p.78)

→この自由主義的実践の核心そのものに、問題を孕んだ1つの関係が創り出されることになる

(1)危険の運営と安全メカニズムの活用 (pp.78-82)

- 18世紀に生まれた新たな自由主義・自由主義的統治術の第一の帰結…一方では自由を生産するが、他方では「自由を生産するというこの身振りそのものが、制限、管理、強制、脅迫にもとづいた義務などが打ち立てられることを含意する」(p.78)

例) 一方では交易の自由があるが、その自由を行使するには一連の措置や予防策などを組織化する必要がある

「十八世紀末の経済学者たちの説を受け入れた統治者たちは、交易の自由の秩序を打ち立てようとして、イギリスの覇権に出会うこととなります。そして、たとえばアメリカの統治は、この問題をイギリスに対する反乱のために利用しつつ、十九世紀初頭からすでに保護関税を打ち立て、イギリスの覇権によって危うくなると思われる交易の自由を救い出そうとすることになる」(p.79)

- 国内にももちろん自由が必要。その場合、売手だけではなく、買手がいけないといけない。

「市場を支援し、援助のメカニズムによって買手を作り出すことが必要です。また、国内市場の自由があるためには、独占による諸効果があってはなりません。ここから、反独占的な法制が必要となります。さらに、労働市場の自由も必要です。とはいえやはり、十分な数の労働者、十分な能力と資格を持つ労働者、政治的に武装解除されており労働市場に対して圧力を加えないような労働者がいなければなりません。…」(pp.79-80)

→統治するために必要とされる自由の生産が保証されることになる「自由、それは、絶えず製造されるような何か」(p.79)

- 自由を製造するためのコストは、安全(危機意識)によって計算する

→さまざま異なる利害関係、互いに食い違い場合によっては対立するような個別的利害関係が、いかなる範囲で、そしていかなる地点まで、万人の利害関係にとって危険なものとならないかということ、正確に決定しなければならなくなる。

- 安全とは、個別的利害関係に対して集団的利害関係を保護するということであり、集団的利害関係に由来し個別的利害関係に対する侵害として現れる個別的利害関係を保護しなければならなくなる。生において起こりうることのすべてが、個人や社会にとっての危険を構成しないようにすること。利害関係のメカニズムが個人に対しても集団に対しても危険を引き起こすことのないよう警戒すべしという命令に対して一安全の戦略が答えなければならないということ (p.80)

- 新たな統治理性の核心は、安全の戦略、これは、いわば自由主義の裏面あるいはその条件そのもの。これこそ、自由主義に固有の権力の経済と呼べるようなものに関する諸問題を、いわば内部から活性化するもの

→「危険と背中合わせに生きる」(p.81) 至るところで危険の恐れによる刺激が見られる (自由主義の条件)

(2) 規律的管理(ベンサムのパノプティズム) (p.82-4)

- 自由主義・自由主義的統治術の第二の帰結…管理、制約、強制の手続きが途方もなく拡張する
- 規律の技術が社会を貫き拡散するのは自由の時代と正確に同時代である
- 経済的自由 (自由主義) と規律の諸技術は完全に結びついており、規律は自由に対する歯止めではなく、自由の原動力になっている「パノプティコン、それは、自由主義的統治の定式そのものである」(p.82)

(3) 介入主義政策—自由の運営とその危機 (p.84-6)

- 自由主義・自由主義的統治術の第三の帰結…自由は介入をもたらし、供給過剰をもたらす恐れがある
例) 1932 年以来、ルーズヴェルトにより実施された福祉政策…労働の自由、消費の自由、政治的自由などを保証し、生産するための1つのやり方だった

→代償は人為的介入、任意主義的介入、市場への直接的経済介入などの一連の介入

- このような介入が、新専制主義の脅威として特徴づけられることに
「自由主義的統治術は結局、統治性の危機と呼びうるようなものを自ら導入する、あるいは内部からその犠牲となる」(pp.83-4)

- もう一つ、自由の埋め合わせをするメカニズムのインフレーションによって引き起こされることになる危機の形態があり得る。自由の行使のために、反独占の法制のような法制上の束縛が形成され、過度の介入や制約、強制と感じられるようになる

→国家を共産主義や社会主義や国民社会主義やファシズムから守る経済的かつ政治的定式を提案しようとしてきたメカニズム、より多くの自由生産するためあるいは自由に重くのしかかる脅威に対抗するために確立されたメカニズム、自由の保証としてのそうしたメカニズムはすべて、経済実践の領域を束縛したりそこに強制的に介入したりするもの

「自由が減少するのを避けるために経済介入のメカニズムが確立されたが、いくつかの介入をこっそり導入することで、避けるべき明白な政治形態と少なくとも同程度に自由を危うくするのではないだろうか」(p.85)

→1930-60 年まで自由主義の危機と呼びうるなにかが生じることに

- 戦前・戦争直後のドイツにおいて定式化され、現在 (当時) アメリカにおいて定式化されている新たな企図のなかに表明されている
- 自由主義の危機は、資本主義の危機から直接に演繹することはできないが、18 世紀に確立されたものとしての統治性の一般的装置 (資本主義など) の危機について、その歴史を研究することができるのではないか？